

## 監事監査報告書

令和3年5月13日

学校法人 植草学園

理事 会 議長  
評議員会 議長

理事長 植草和典 殿

学校法人 植草学園

監事 鈴木保久

監事 三野宮純一

私たちは、学校法人植草学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人植草学園寄附行為第18条（令和2年4月1日施行）に基づいて、学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたって、理事会、評議員会及び常任理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類を閲覧しました。

また、会計監査人の実施する会計監査に立ち会うとともに、連携して必要と思われる監査を実施しました。

監査の結果、学校法人植草学園の令和2年度における業務は適正であり、計算書類等は、当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認めます。

また、理事がその業務を適正に執行したことを確認いたしました。

以上